

税務ポリシー

要旨

本ポリシーは、ソフトバンクグループ（ソフトバンクグループ株式会社とその子会社を意味します）が事業活動を行うにあたって順守すべき税務に関する原則を定めたものです。

ソフトバンクグループは、各国の法令に則った事業活動を行うとともに、適正な納税義務を果たし、経済および社会の発展に貢献します。

方針

ガバナンス

ソフトバンクグループでは、ソフトバンクグループ株式会社の経理統括（以下「経理統括」といいます）の責任者が税務の責任者を務め、経理統括をソフトバンクグループの税務関連業務を統括する組織とします。ソフトバンクグループ各社は、税務に関する専門部門または専門の担当者（以下「税務関連部門」といいます）を置き、経理統括と密接に連携し、日常的な税務管理を行います。経理統括は、ソフトバンクグループの税務業務執行状況をソフトバンクグループ株式会社の取締役会および監査役会に定期的に報告し、監督を受けることで、適正な税務関連業務の執行体制を確保します。

税務リスク管理

経理統括およびソフトバンクグループ各社の税務関連部門は、外部専門家の知見を有効に活用し、常に国内外の税務関連法令や国際基準などの最新情報の把握を行い、積極的な税務リスクの予見に努めます。また、予見した税務リスクについては、対応策の検討を行い、リスクを最小限に抑えることに努めます。ソフトバンクグループについて重大な税務リスクが顕在化した場合は、ソフトバンクグループ各社は直ちに経理統括に報告するものとし、経理統括は速やかにソフトバンクグループ株式会社の取締役会および監査役会に報告するとともに、必要に応じてソフトバンクグループ各社と連携し、適切な対処に努めます。

法令順守

ソフトバンクグループは、事業活動を行う際に関連するすべての税務関連法令を順守するとともに、経済協力開発機構（OECD）による「税源浸食と利益移転に係る行動計画」（BEPS行動計画）に基づく対応を行い、適正な納税を行います。また、移転価格税制については、アームズ・レングス原則を含む、OECDの「移転価格ガイドライン」を順守した対応を行います。

適切な納税と税コストの適正化

ソフトバンクグループは、事業にかかわるすべての税務関連法令を順守するとともに、事業を展開する各国の税法により許容される優遇税制の活用や二重課税の排除などを通じて、適切な納税と税コストの適正化に取り組み、企業価値の向上に努めます。

税務当局との関係

ソフトバンクグループは、国内外の税務当局（以下「当局」といいます）と健全かつ良好な関係を構築し、当局に対してソフトバンクグループの税務の状況を事実に基づき真摯に説明します。また、特定の事案について当局との間に見解の相違が生じた場合は、建設的な話し合いを通じてその解消に努めます。

所管部門

本ポリシーの所管部門は、ソフトバンクグループ株式会社の経理統括とします。

改正ないし廃止

本ポリシーの重要な改正または廃止には、ソフトバンクグループ株式会社の取締役会による決議が必要となります。

施行

本ポリシーは、2022年7月29日より施行します。

附 則

1 2022年7月29日 施行